

## 目次

## 第1 東京地方裁判所における新たな実務運用について(1) 債権執行①：財産開示手続の拡充・第三者からの情報取得手続制度

1	はじめに	9
2	財産開示手続の拡充	9
(1)	改正の必要性	9
(2)	改正の内容等	10
	ア 手続を利用することができる者の範囲の拡大	10
	イ 罰則の強化	10
	ウ 改正前の民事執行法の規律が維持された事項	10
(3)	センターでの運用について	11
	ア 法197条1項1号	11
	イ 法197条1項2号	11
	ウ 公示送達による開示義務者への送達	11
	エ 提出書類	11
3	情報取得手続の新設	12
(1)	財産開示手続の現状等	12
(2)	管轄	12
(3)	申立て	12
	ア 申立人、債務者及び情報の提供を命じられるべき第三者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所（規則187条1項1号）	13
	イ 申立ての趣旨（規則187条4項、27条の2第1項2号）	14
	ウ 申立ての理由	14
	エ 請求債権	16
	オ 添付書類、証拠資料及び疎明資料	16
	カ 申立手数料等	18
(4)	決定及び決定後の手続	18
	ア 情報提供命令	18
	イ 申立人及び第三者への決定の告知並びに債務者への送達	18
	ウ 不服申立て	18
(5)	第三者による情報の提供	19
	ア 第三者が提供すべき情報	19
	イ 第三者による情報の提供等	19
(6)	法208条1項の情報の提供に関する部分についての記録の閲覧等	19
(7)	手続費用の負担	20
	【資料1-1】財産調査結果報告書ひな型	21

- 【資料1-2】 第三者からの情報取得手続申立書（給与） 27  
 【資料1-3】 第三者からの情報取得手続申立書（債務名義・預貯金） 31  
 【資料1-4】 第三者からの情報取得手続申立書（債務名義・振替社債等） 35  
 【資料1-5】 財産開示期日実施証明書（正本・副本版） 39

## 第2 東京地方裁判所における新たな実務運用について(2) 債権執行②：差押禁止債権をめぐる規律の見直し

1	はじめに	41
2	改正法及び改正規則の概要	41
	(1) 取立権の発生時期の見直し	41
	ア 見直しの趣旨	41
	イ 改正法及び改正規則の概要	43
	(2) 手続の教示	43
	ア 見直しの趣旨	43
	イ 改正法及び改正規則の概要	43
3	センターにおける運用	44
	(1) 取立権の発生時期の見直し	44
	(2) 手続の教示	44
	【資料2-1】 債務者に対する差押禁止債権の範囲変更の制度の教示書面	46
	【資料2-2】 差押範囲変更申立書	48
	【資料2-3】 陳述書	50
	【資料2-4】 家計表	54

## 第3 債権執行における弁護士実務への影響

1	はじめに	55
2	「第4章 債務者の財産状況の調査」という章立て	55
	(1) 財産開示手続の見直しと情報取得手続の新設	55
	(2) 財産開示手続の見直し	56
	ア 現行財産開示手続の運用	56
	イ 申立権者の範囲の拡大	56
	ウ 刑罰の導入	56
	(3) 第三者からの情報取得手続の新設	57
	ア 制度の概要	57
	イ 第三者と対象情報の範囲	57
	(4) 金融機関からの情報取得手続	57
	ア 概要	57
	イ 手続と費用	57

ウ	留意点	58
エ	金融機関からの情報提供	58
オ	手続の選択	58
(5)	市町村等からの情報取得手続	59
ア	概要	59
イ	申立権者	59
ウ	手続	60
エ	目的外利用の制限	60
(6)	登記所からの情報取得手続	60
ア	概要	60
イ	施行日	60
3	差押禁止債権の範囲変更	60
(1)	現行の制度の概要と改正の必要性	60
ア	現行制度の仕組み	60
イ	改正の必要性	61
(2)	改正法の概要	61
ア	取立権発生時期等の後ろ倒し	61
イ	手続の教示	62

## 第4 東京地方裁判所執行官による子の引渡しの強制執行の実務運用について

1	はじめに	64
2	国内の子の引渡執行に関する従前の実務運用の変遷	64
(1)	間接強制から直接強制へ	64
(2)	ハーグ条約実施法に準拠した実務運用	65
ア	ハーグ条約の締結とハーグ条約実施法の施行	65
イ	ハーグ条約実施法に準拠した国内の子の引渡執行	65
(3)	本改正法による規律の明確化	66
3	本改正法に基づく国内の子の引渡執行	66
(1)	手続の概要	66
ア	管轄	66
イ	申立て	66
ウ	債務者の審尋	67
エ	実施決定	67
オ	執行官に対する引渡実施の申立て	67
(2)	直接的な強制執行における執行官の権限	68
(3)	引渡実施の条件	69
(4)	執行場所	69

(5) 子の心身への配慮	70
4 ハーグ条約実施法の改正	70
5 民事執行規則及びハーグ条約実施規則の改正	70
6 おまじり	71

## 第5 改正民事執行法における子の引渡し —— 弁護士実務の対応を中心に

1 はじめに	73
2 従前の実務の状況	74
(1) 改正前の子の引渡しの実務	74
(2) ハーグ条約実施法の影響	74
ア 同時存在の原則	74
イ 国内事案への影響	74
ウ ハーグ事案における実情	74
(3) 見直しに当たっての視点	74
3 改正法における子の引渡しの強制執行	74
(1) 改正法の規定	74
(2) 直接的な強制執行（法174条1項1号）	74
4 「直接的な強制執行」の概要	75
(1) 代替執行とは異なる制度設計	75
(2) 債務者の審尋	75
ア 審尋とその例外	75
イ 法制審での議論状況	75
ウ 保全執行における審尋手続	75
(3) 管轄	76
(4) 執行抗告	76
5 「直接的な強制執行」の申立要件の検討	76
(1) 申立要件	76
ア 従前の運用と改正法における申立要件	76
イ 間接強制の前置と実務の実状	76
ウ 法制審での議論状況	77
エ 日弁連意見書	77
オ 検討	77
(2) 間接強制の決定が確定した日から2週間を経過したとき（法174条2項1号）	77
ア 要件	77
イ 保全執行の期間との関係	78
ウ 「子の急迫の危険」の該当性	78
(3) 間接強制を実施しても「債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められない	

とき」(法174条2項2号) ……………	78
(4) 「子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき」(法174条2項3号) ……………	79
ア 要件と具体例	79
イ 審判前の保全処分との関係	79
(5) ハーグ条約実施法の改正 ……………	79
<b>6 執行官による「直接的な強制執行」の方法</b> ……………	<b>79</b>
(1) 債権者又は代理人の立会い ……………	79
ア 債務者の同時存在	79
イ 法制審での議論状況	80
ウ 代理人の要件など	80
エ 改正法による運用	81
(2) 執行場所 — 特に債務者の住所以外での執行 ……………	81
ア 改正法の規定	81
イ 占有者の同意と裁判所の許可	81
ウ 裁判所の許可の対象	81
<b>7 むすびにかえて</b> ……………	<b>81</b>

## 第6 子の引渡しの強制執行における実務の実情 — FPICでの立会人等の事例を中心に —

1 はじめに……………	83
2 家庭問題情報センター (FPIC) とは……………	83
3 FPICが子の引渡しの強制執行に関与することになった経緯……………	83
4 立会人, 執行補助者の名簿登載及び実施依頼の手順……………	84
5 FPICの子の引渡しの強制執行への関与の形態……………	84
(1) 立会人 (法7条) ……………	84
(2) 執行補助者 (執行官規則12条: 技術者又は労務者) ……………	84
<b>6 子の引渡しの強制執行における立会い等の実情</b> ……………	<b>84</b>
(1) 男女別立会人等の割合 ……………	85
(2) 関与の形態別の割合 ……………	85
(3) 執行官から要請を受けてから初回執行までの期間 ……………	86
(4) 執行の対象となる子の年齢 ……………	86
(5) 強制執行の結果 ……………	87
<b>7 子の引渡しの強制執行の事例報告</b> ……………	<b>87</b>
(1) 債権者への未練から子に執着しているタイプ ……………	87
(2) 離婚によって子との関係が切れることに不安を抱いて子に執着するタイプ ……………	88
(3) 債権者に報復するための手段として子を拘束しているタイプ ……………	89
(4) 債務者の父母が孫である子に執着しているタイプ ……………	90

目 次

(5) 小 括 .....	91
<b>8 立会人等の経験から感じられる課題</b> .....	<b>91</b>
(1) 制度上の問題 .....	91
(2) 担当者の能力向上 .....	92
(3) 執行官に期待するもの .....	92
(4) 専門家の給源の確保について .....	93
<b>9 おわりに</b> .....	<b>93</b>

【巻末資料1】民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文 94

【巻末資料2】民事執行法（抄） 112

【巻末資料3】民事執行規則（抄） 133

【巻末資料4】国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則（抄） 146

事項索引 154

執筆者一覧 157